

2020年12月14日

ぴったりが見つかる保険

ジャスト「総合医療一時金保険」の発売等について

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、必要な保障を組み合わせでお客さま一人ひとりに“ぴったり”な保険を提供する「ジャスト」のラインアップの一つとして 2021年1月2日より、「総合医療一時金保険」を新発売します。

<総合医療一時金保険のポイント>

- ① 病気やケガによる入院に対して、まとまった一時金をお受取りできることにより、入院中や入院前後にかかる費用に備えられます。
※新型コロナウイルス感染症による入院にも備えられます。
- ② 「支払限度の型」や「保険契約の型」などお客さまのニーズにぴったりな設計を選択できます。
- ③ 「健康診断割引特約」(以下、「健診割」)を適用することで、保険料が割引となります。※1
- ④ 特定自然災害による死亡へ備えられます。

詳細については3ページ以降をご確認下さい。

当社では、入院日数の短期化や医療技術の進歩といった医療の実態を踏まえて医療保障商品を進化させることで病気やケガの際のお客さまの経済的なサポートをより効果的にご提供します。また、「健診割」を本商品に適用する※1ことで健康増進に取り組むお客さま、健康を意識するお客さまを応援し、QOL向上に貢献する新たな付加価値をご提供することにより、日本が抱える社会的課題の解決に果敢に挑戦する取組みをより一層推進します。

あわせて、「先進医療保険」について、2020年度診療報酬改定の一環として厚生労働省にて「先進医療」の対象の見直しを実施され、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等が2020年4月1日より「先進医療」から削除されたことに伴い、契約日が2021年1月2日以降となる新契約より、保険料率の改定を行います。

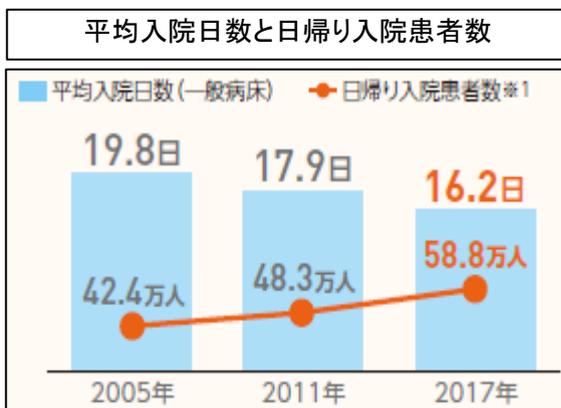
※1 「健診割」が適用されるのは保険期間が定期の場合です。

1. 「総合医療一時金保険」の発売

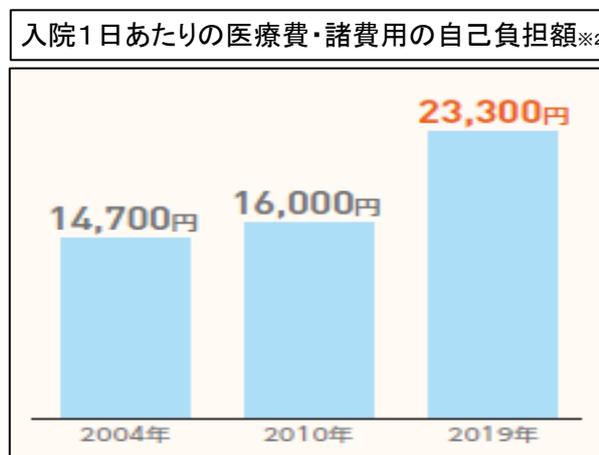
(1) 発売の背景

当社はこれまで入院日数に応じて給付金をお受取りいただく日額タイプの医療保険を販売してきました。

しかし近年、入院日数の短期化や医療技術の進歩などにより、入院1日あたりの医療費・諸費用の自己負担額の増加が顕著になっています。



厚生労働省/「病院報告」「患者調査」



(公財)生命保険文化センター/「生活保障に関する調査」

短期間の入院であったとしても、入院中の医療費以外に、食費やご家族の交通費など様々な費用が発生します。

入院中・入院前後にかかる医療費・諸費用の総額※3

入院日数	総額
14日未満	23.4万円
14日以上 ~30日未満	32.2万円
30日以上	47.2万円
平均	27.1万円

■入院中・入院前後にかかる諸費用の例 (入院日数 14日未満の場合)

食費 11,073円	本人の交通費 13,759円	家族の交通費 13,618円
着替えなどの日用品 8,640円	車いす・杖などの器材 16,668円	お見舞いのお礼 24,229円

2020年1月 第一生命Web調査

また、入院日数が短期化する一方で、「入院中」だけではなく「入院前後」での通院による治療の機会も増加するなど治療の形が多様化していることに加え、入院前の支援強化、地域包括ケアシステムの構築、新型コロナウイルス感染症の拡大によるオンライン診療の活用等が検討される中、今後より一層治療の多様化が予想されます。

このような背景を踏まえ、まとまった一時金で入院に備えられる「総合医療一時金保険」を新発売し、「ジャスト」の商品ラインアップに本商品を加えることで、より充実した保障をお客さまに提供していきます。

※1 調査月の日帰り入院患者数を12倍した年間推計です。

※2 医療費については、2004年は高額療養費制度利用前のものを含む金額、2010年・2019年は高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額であり、差額ベッド代も含まれます。また、諸費用には食費・交通費などが含まれます。

●公的医療保険には、医療費の自己負担に限度額を定める高額療養費制度等があり、実際の負担額はケースにより異なります。

※3 医療費については、高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額であり、差額ベッド代を含みます。諸費用には食費・交通費などが含まれます。

(2)ポイント

ポイント①

病気やケガによる入院に対して、まとまった一時金をお受取りできることによって、入院中や入院前後かかる費用に備えられます！

- 入院の短期化に対応し、日帰り入院^{※1}からまとまった一時金をお受取りできます。
※新型コロナウイルス感染症による入院にも備えられます。
- 基準給付金額は最大 50 万円まで選択できます。^{※2}
- 入院中に手術を受けた場合には「手術給付金」を上乗せしてお受取りできます。
なお、「入院中の手術」の給付割合は基準給付金額の 10%または 50%より選択できます。

ポイント②

「支払限度の型」や「保険契約の型」などお客さまのニーズにぴったりの設計を選択できます！

- 「支払限度の型」は1回型・2回型・4回型より選択できます。
- 「保険契約の型」はA型・B型・C型より選択できます。
B型またはC型を選択すると、生活習慣病や女性に多い疾病による入院をした場合に、A型でお受取りできる基準給付金額に加えてより手厚い給付金をお受取りできます。^{※3}

仕組図

(契約例) ■ 基準給付金額: 30 万円 ■ 保険契約の型: A型



ポイント③

「健診割」を適用することで、保険料が割引となります！^{※4}

- 契約時に健康診断書等を提出することで保険料が割引になります。健康状態によっては、さらに保険料が割引になります。

ポイント④

「特定自然災害」^{※5}による死亡へ備えられます！

- 災害救助法が適用された自然災害(特定自然災害)により、その発生した日から数えて 180 日以内に死亡したときに特定自然災害死亡給付金をお受取りできます。

※1 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。

※2 収入によって加入できる基準給付金額の上限が異なります。

※3 男性の場合、C型は選択できません。

※4 「健診割」が適用されるのは保険期間が定期的な場合です。

※5 「特定自然災害」とは、災害救助法が適用された暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波またはその他異常な自然現象による災害のことをいいます。

(3) 保障内容

給付金 (保険契約 A型の場合)	お支払事由	お支払い金額	支払限度
総合入院 給付金	病気・ケガによる「1回の入院」につき、入院日数 がつぎの各日数に達したとき※ ¹ 【支払限度の型】 (1回型)1日 (2回型)1日、30日 (4回型)1日、30日、60日、90日	基準給付金額	通算 100回
手術 給付金	病気・ケガにより、手術を受けたとき	(入院中の手術) 基準給付金額×10%・50%※ ² (入院中以外の手術) 基準給付金額×10%	無制限
放射線治療 給付金	病気・ケガにより、放射線治療を受けたとき	入院中の手術と同額	
骨髄ドナー 給付金	責任開始の日より1年経過後に骨髄ドナー(提 供者)として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の 採取術を受けたとき		1回
特定自然災害 死亡給付金	特定自然災害により、その発生した日から数えて 180日以内に死亡したとき	基準給付金額と同額	-



B型の場合には生活習慣病入院給付金、
C型の場合には女性特定疾病入院給付金により、保障を上乘せすることができます！

生活習慣病 入院給付金	生活習慣病による「1回の入院」につき、入院日 数が上記【支払限度の型】の各日数に達したとき	基準給付金額× 25%・50%・100%※ ³	通算 100回
女性特定疾病 入院給付金	女性に多い特定疾病による「1回の入院」につき、 入院日数が上記【支払限度の型】の各日数に達 したとき		

	内容
正式名称	総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)
契約年齢	定期:0~75歳 終身:0~85歳
保険期間	定期または終身
基準給付金額	5万円~50万円(この商品に単体で加入する場合は10万円から) 収入によって加入できる基準給付金額の上限が異なります
健康診断割引特約	対象(保険期間が定期の場合のみ)

※¹ 「支払限度の型」は1回型・2回型・4回型より選択できます。

※² 「入院中の手術」の給付割合は基準給付金額の10%または50%より選択できます。

※³ 生活習慣病入院給付金および女性特定疾病入院給付金は基準給付金額の25・50・100%より選択できます。

(4) 保険料

(契約例) 月払保険料(口座振替扱)

- 基準給付金額: 30 万円
- 保険契約の型: A型
- 「入院中の手術」の給付割合: 10%
- 入院給付金の支払限度の型: 1回型

契約 年齢	保険期間: 定期(10年更新) ^{※1}			
	男性		女性	
	健診割なし	健診割基本割引 ^{※2}	健診割なし	健診割基本割引 ^{※14}
25 歳	2,616 円	2,475 円	4,284 円	4,173 円
35 歳	3,285 円	3,132 円	4,170 円	4,047 円
45 歳	5,100 円	4,923 円	4,191 円	4,044 円

契約 年齢	保険期間: 終身(終身払込)	
	男性	女性
55 歳	11,703 円	8,925 円
65 歳	15,771 円	11,763 円

2. 「先進医療保険」の保険料率の改定

(1) 内容

今般、2020 年度診療報酬改定の一環として厚生労働省にて「先進医療」の見直し検討が実施され、2020 年4月1日より「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等が「先進医療」から削除されました。

これに伴い、契約日が 2021 年1月2日以降となる新契約より「先進医療保険」の保険料率を以下のとおり改定します。

(2) 保険料例

10年更新^{※1}、月払(口座振替扱)

契約 年齢	男性			女性		
	現行	改定後	差	現行	改定後	差
35 歳	45 円	21 円	▲24 円	69 円	33 円	▲36 円
45 歳	128 円	49 円	▲79 円	115 円	45 円	▲70 円
55 歳	385 円	90 円	▲295 円	266 円	51 円	▲215 円

なお、本改定に伴い「無配当先進医療特約」についても、2021 年4月1日以降に更新される契約の保険料率の改定を行います。

※1 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって再計算するため同じ保障内容であったとしても、更新前の保険料とは異なります。

※2 ご提出いただく健康診断書の結果が所定の要件を満たせば、「健診優良割」としてさらに保険料が割引になります。

この資料は 2020 年 12 月 14 日時点の商品の概要をもとに記載したものです。また、この資料は契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また契約の際には「重要事項説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。